

第12回規制支援審議会の答申への対応について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力安全・防災研究所

第12回規制支援審議会における答申(令和6年3月15日付)では、

- 安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が安全研究・防災支援部門の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターに対して十分に配賦され、それぞれで適切に執行されていること、今後も継続的に経営資源に関する情報を開示することで、前回の答申に対応していることを確認した(①)。
- 内部監査については、監査におけるコメントに対し、部門における改善の取組が適切に実施されていることを確認した。なお、受託事業の進め方に関するルールの教育テキストの内容及び理解度確認の結果等については、次回の審議会で報告していただきたい(②)。
- 部門長が被規制施設を有する部門の長を兼務していることに関し、センター長の権限を超える決裁状況については、決裁権限の変更が継続して実施されていること、その結果として部門長ではなく理事長の決裁がなされたことを確認した(③)。
- 受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。なお、共同研究を実施するためのルール等について、諸外国での例を参考にするなどして整理していただきたい(④)。

との意見をいただいた。

機構では、上述の答申における下線部①～④について、以下のとおり対応しているところである。

- ① 令和6年度までの予算及び人員の推移を規審13-5に示すとともに、原子力安全・防災研究所の外部資金の予算の状況を規審13-6に示した。
原子力安全・防災研究所の予算執行状況、経営資源の開示については、過年度の答申を受けた対応を継続し、令和6年度に実施された原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会(以下「機構部会」という。)に

において、令和5年度分の内容を配布資料として使用(開示)した。令和6年度分についても、令和7年度に実施される機構部会において開示する予定である。

- ② 受託事業の進め方に関するルールの関係者への教育及び結果を規審13-7に示した。理解度確認の結果、受講者のほぼ全員が「理解できた」との回答であった。引き続き、教育テキストの改善及びルールの周知徹底を図っていく。
- ③ センター長の権限を越える決裁案件について、令和6年 11 月1日付の安全研究・防災支援部門から原子力安全・防災研究所への組織改正に伴い、部門長に付与されていた決裁権限が研究所長に変更になった。当該所長は推進側の組織を兼務しておらず、中立性に係る懸念が解消されたものとする。
なお、令和6年 10 月 31 日までの期間について、安全研究・防災支援部門における本項目に係る決裁権限に関する実施状況を規審13-8に示した。
- ④ 令和6年度における業務に関して自己点検を実施した結果、規審13-9に示すとおり、すべての業務がルールに従って実施されており、中立性及び透明性を損なうような要因は発生していないと考えられた。
なお、これまでルールは、原子力規制委員会からの受託事業の範囲内について定めていたが、今般、当該受託事業以外も含めて共同研究等を実施するための考え方を、諸外国での例も参考にして整理し、その案を規審13-10に示した。

なお、答申書への対応については、センター運営会議、研究グループ会議等により、研究実施者・事務担当者への周知徹底を行っている。さらに、戦略推進部による契約請求書類等に対する確認を確実に実施している。

以 上